

一般国道461号改築工事（茨城県久
慈郡大子町大字上金沢字鎮ヶ内地内
から同県同郡同町大字上金沢字高内地内
まで）及びこれに伴う農業用水路付替
工事に係る事業認定理由について

第 1 起業者の名称 茨城県

第 2 事業の種類 一般国道461号改築工事（
茨城県久慈郡大子町大字上金沢字鎮ヶ内地内
から同県同郡同町大字上金沢字高内地内ま
で）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第 3 起業地

1 収用の部分 茨城県久慈郡大子町大字上金
沢字鎮ヶ内、字久保畠、字天神平、字志成及
び字高内地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のおり、法第20
条各号の要件をすべて充て足するところ、
ため、事業の認定をしたものである。
1 法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、茨城県久慈郡大子町大
字上金沢字鎮ヶ内地内か、同町大字上金沢
字高内地内までの延長613mの区間（以下
「一本件区間」という。）を全体計画区間に
伴う農業用水路の付け替え工事（以下「本
件区間」という。）の供用が開始するにあ
る。また、上記
の用地取得に業
務上の関係が
ない。以上、

（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴い遮断される農業水路の従来機能を維持するため付替工事又は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道461号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」とい

一、の法復区他該行国令は県管する
は道路災害の当該一般政で城路行
業国道災すその当て国道茨道施
に事件一般、繕指、線つ、一年
規定一本くまた、修で、の区間は、昭和一区域間業
の、づ。ま、政令がその部分には、件（たる件事
法に基る。維持、大臣がその部分には、件（たる件事
路か、れ「政令がその部分には、件（たる件事
道路の維持、大臣がその部分には、件（たる件事
の定めらて「政令がその部分には、件（たる件事
前の認め道、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
正ったの認、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
改か3項は、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
るな第1項は、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
よは則で1項は、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
にで附事第1項は、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
）国道法工事第1項は、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
。国正築13条その他に、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
う。級改改第13条その他に、国土交通府に存する、本件区間は、昭和一区域間業
る権能を有する、と認められ、

3 の 3 (1)

した が っ て 、 本 件 事 業 は 、 法 第 20 条 第 2 号
 の 要 件 を 充 足 す る と の 判 断 は さ れ る 。
 法 第 20 条 第 3 号 の 要 件 へ の 適 合 性
 (1) 得 本 路 線 は 、 栃 木 県 今 市 市 を 起 点 と し 、 矢 久 市
 板 慈 市 郡 大 子 町 及 び 延 長 1 3 4 . 3 k m の 幹 線 郡 道 大 瀑 久 慈 下 福 I T
 を 終 本 県 の 袋 一 山 栃 木 よ 伴 い 、 そ の 周 辺 は 観 光 施 設 等 も 多
 茨 城 あ 内 の 城 想 整 備 に

通常の交通量が1.3倍にあり、狭小な幅員で、111台／12時間のす
れ違達本す整備の間に、分つな9条、環境影
に、有の通間とが、成価り、
常通違達本す整備の間に、分つな9条、環境影
の量が1.3倍にあり、狭小な幅員で、111台／12時間のす
1.3倍にあり、狭小な幅員で、111台／12時間のす
が、困難な作業の増加、歩道の交
て、事業の増加、歩道の交
事、良好な環境の整備、歩道の交
良、図緩和、歩道の交
が、図緩和、歩道の交
縮、歩道の交
る。また、歩道の交
な。また、歩道の交
円、また、歩道の交
お、また、歩道の交
年、また、歩道の交
例、また、歩道の交
環、また、歩道の交

れ区意びこ微らと
さ件任及る軽得の
施本、動いは
実、し振て響よりも
はは慮、し影にす
価県配染たす
評城に汚満ば
響茨境気を及
影る環大準に
環境あ活、基等。事相
環で生果境境る件、
、者の結環環れ本は
め業辺たは活ら、益
た起周って生めて利。利益
い。の行い、認っのる。利
ない。そをつらとが共れ
しなび討にかるた公ら
当い及検音等あしるめ
該て間に騒とでれ認
（２）失起した希い
認めい
、本件区間における文化財保護法（
確種て
て惧れ
い危ら
つ滅め
に絶認
存在は
存在に
物の内地
植物間殖
植区繁殖
動件の
な本物の
、植
希ろ動
がこな
るがこ
れ者とな
わ業者
業た
失した
起の
認め
い

昭 和 2 5 年 法 律 第 2 1 4 号) に よ る 周 知 の 埋 蔵
 文 化 財 が っ て 、 確 認 さ れ て い な い 。 よ り 失 わ
 れ る 利 益 計 画 の 軽 の 微 合 理 性 事 業 と 認 め ら れ る 。
 (3) 本 件 事 業 計 画 は 、 本 路 線 の う ち 、
 茨 城 県 久 慈 郡 大 子 町 大 図 上 金 沢 地 内 に お け
 る 交 通 混 雑 要 求 す る 大 緩 対 こ 線 字 車 沢 区 間
 展 覧 寄 成 2 金 沢 2 金 の 車 沢 区 間 大 線 字 間 高 に つ い て 、 第 3 種 第 3 級
 既 町 大 既 町 大 6 1 3 m の 政 令 第 3 2 0 号) 第 3 種 第 3 級 の 規
 同 延 昭

事業、事なる合理的な、
期、化に見てあるが、
も、高額の好件物工事等社計面積は3最
間、最終。最も良物築与工規要どの、
業、案及い。はと模住移の事なて合用な
事、3的、な線支大地等事し額に見、必
り、が術え、やのら屋工化高的、は、
よ、用技いは積等か家び期し済案の
に、費、はて面場と、及長較経請も
等、的とい地工こえとも比び。申
制、社会画つ潰、るうこ間と及い、多
規、社計にのく、ないる期案、的、な
通、に、②地多ときれ業請術え一最
交、業、的、宅に象大か事申技い、中

期間及び合、事業的最も検討は、失るめ適らる、技術と、比較的築められ利益を得る土地認す影響する総合的改認め成果越はもの充、社会案。総けると公結優業る要件え社勘るをおあれし益件与号3第に等的事間切得衡る、に第与、にれ情にでら量利本寄民費用合め諸区適、較れて、利用条住費総認、件もら比わっ利20地域をとて本最かを失がな第地す面るっ、がとがた的法、要なあが果案こ益益し理、れくに的でした結書の利利。合でさな業済的した請上るのるつの断少事經理し申以れ共れかる判

わ公ら正れと

線通備く期か認め、交整し早全と
に、め未著け安る
うたがだのあ
よる道行る両が
たあ歩通き車要
べが、なで必
述所た全、及る
で箇所安ら行図
(1)狭り等とな保
3員お者こ全確
、幅て行る安の
はやし歩いの通
業所生めて等交。
事箇所発たれ者なる
件良がるさ行滑れた
本不雑あ害歩円ら

び協期
及進早
長推の
の備業
村整事
町号件
市461本
の、あ
辺道り、
周国よ望
線「民要
沿る住い
線な域強
路ら地ると
本かびす
、長及関
、本かび
また議」
に上必
議議会
議会成
完以る
す起
(2)理

性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業
 業の事業計画に必要なる範囲である。と認めら
 れる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の
 用に恒久的に供する範囲である。別荘に
 収用するにあたり、必要の要件を充足する
 公益上第4項の要件を満たすこと、土地を収用する
 20条第4項の要件を満たすこと、法第20条各号
 5 結論以上の要件を第26条の2第2項の
 の要件を第26条の2第2項の規定による
 第5 供覧場所茨城県久慈郡大子町役場